

個人情報取扱特記事項

避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）に係る個人情報については次のとおり取り扱うものとする。

- 1 個人情報の保護の重要性を認識し、避難行動要支援者の避難支援等を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うこと。
- 2 避難行動要支援者の避難支援等の実施において、個人情報を取り扱うときには、個人情報の漏えい等の防止に努めること。
- 3 避難行動要支援者の避難支援等の活動において知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 4 やむを得ず名簿を複製しなければならない場合は、必要最小限にとどめること。
- 5 更新などにより保有する必要のなくなった避難行動要支援者名簿は速やかに福祉政策課に返還し、又は個人情報を判読不可能とするための措置を講じた後に廃棄すること。